

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年6月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2100220 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200014 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月21日及び平成20年7月25日は18万円、平成21年7月17日及び同年12月18日は14万3,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月21日、平成20年7月25日、平成21年7月17日及び同年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月21日、平成20年7月25日、平成21年7月17日及び同年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成19年12月
② 平成20年7月
③ 平成21年7月
④ 平成21年12月

A社から、請求期間①から④までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていなかったが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から④までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から④までの賞与に係る「給与支給明細書」(写)（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は、A社から請求期間①及び②に標準賞与額18万円、請求期間③及び④に標準賞与額14万3,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から④までの賞与支払年月日については、事業主から提出された預金通帳(写)、複数の同僚から提出された賞与明細書(写)及び預金通帳(写)並びに複数の同僚の

陳述から、請求期間①は平成19年12月21日、請求期間②は平成20年7月25日、請求期間③は平成21年7月17日、請求期間④は同年12月18日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月21日、平成20年7月25日、平成21年7月17日及び同年12月18日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2100225 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200013 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成 15 年 12 月 22 日は 37 万 5,000 円、平成 16 年 7 月 31 日は 30 万円、同年 12 月 18 日は 32 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 22 日、平成 16 年 7 月 31 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 22 日、平成 16 年 7 月 31 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成 16 年 12 月 18 日の標準賞与額を 33 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 16 年 12 月 18 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 46 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 15 年 12 月

② 平成 16 年 7 月

③ 平成 16 年 12 月

A 社から、請求期間①から③までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から③までについて、事業主から提出された請求者に係る賞与明細書（写）（以下

「賞与明細書」という。) 及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び③の賞与支払年月日については、A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者情報照会(台帳照会)(以下「被保険者台帳」という。)において確認できる賞与支払年月日、また、請求期間②の賞与支払年月日については、被保険者台帳には標準賞与額の記録がなく、事業主及び同僚に照会を行ったものの日付を特定できる回答が得られなかつたため賞与支払月の月末とし、それぞれ請求期間①は平成15年12月22日、請求期間②は平成16年7月31日、請求期間③は同年12月18日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までの標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は37万5,000円、請求期間②は30万円、請求期間③は32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月22日、平成16年7月31日及び同年12月18日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間③について、賞与明細書及び被保険者台帳により、請求者は、平成16年12月18日に33万円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていることが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を33万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間③の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第2100226号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第2200016号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成17年7月31日は19万5,000円、同年12月9日は28万6,000円、平成18年7月31日は25万7,000円、同年12月31日は32万5,000円、平成19年7月13日は25万円、同年12月12日は35万円、平成20年7月11日は25万円に訂正することが必要である。

平成17年7月31日、同年12月9日、平成18年7月31日、同年12月31日、平成19年7月13日、同年12月12日及び平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月31日、同年12月9日、平成18年7月31日、同年12月31日、平成19年7月13日、同年12月12日及び平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成17年12月9日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、平成17年12月9日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成17年7月
② 平成17年12月
③ 平成18年7月
④ 平成18年12月
⑤ 平成19年7月
⑥ 平成19年12月
⑦ 平成20年7月

A社から、請求期間①から⑦までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されてい

たが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑦までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑦までについて、事業主から提出された請求者に係る賞与明細書（写）（以下「賞与明細書」という。）及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間②、⑤、⑥及び⑦の賞与支払年月日については、A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者情報照会（台帳照会）（以下「被保険者台帳」という。）において確認できる賞与支払年月日、また、請求期間①、③及び④の賞与支払年月日については、被保険者台帳には標準賞与額の記録がなく、事業主及び同僚に照会を行ったものの日付を特定できる回答が得られなかつたため賞与支払月の月末とし、それぞれ請求期間①は平成17年7月31日、請求期間②は同年12月9日、請求期間③は平成18年7月31日、請求期間④は同年12月31日、請求期間⑤は平成19年7月13日、請求期間⑥は同年12月12日、請求期間⑦は平成20年7月11日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は19万5,000円、請求期間②は28万6,000円、請求期間③は25万7,000円、請求期間④は32万5,000円、請求期間⑤は25万円、請求期間⑥は35万円、請求期間⑦は25万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月31日、同年12月9日、平成18年7月31日、同年12月31日、平成19年7月13日、同年12月12日及び平成20年7月11日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、賞与明細書及び被保険者台帳により、請求者は、平成17年12月9日に30万円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）について
は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額
として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第2100227号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第2200015号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成21年7月17日は5万2,000円、同年12月18日は10万5,000円、平成22年7月23日は12万円、同年12月24日は10万5,000円、平成23年7月25日は12万4,000円、平成24年2月24日は7万6,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日及び平成24年2月24日については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日及び平成24年2月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成24年2月24日の標準賞与額を7万7,000円に訂正することが必要である。

なお、平成24年2月24日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和61年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成21年7月17日
② 平成21年12月18日
③ 平成22年7月23日
④ 平成22年12月24日
⑤ 平成23年7月25日
⑥ 平成24年2月24日

A社から、請求期間①から⑥までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑥までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑥までについて、請求者から提出された当該期間の賞与に係る「給与支給明細書」(写) (以下「賞与明細書」という。) 及び預金通帳(写)により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5万2,000円、請求期間②は10万5,000円、請求期間③は12万円、請求期間④は10万5,000円、請求期間⑤は12万4,000円、請求期間⑥は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日及び平成24年2月24日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間⑥について、請求者から提出された当該期間の賞与明細書及び預金通帳(写)により、請求者は、当該期間に7万7,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を7万7,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑥の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2100233 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200012 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成22年12月24日は27万円、平成23年7月25日及び同年12月22日は28万円、平成24年7月25日は30万円、同年12月25日は26万5,000円、平成26年12月25日は30万円、平成27年7月24日は30万3,000円、平成28年12月22日は31万円、平成29年7月25日は31万5,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月24日、平成23年7月25日、同年12月22日、平成24年7月25日、同年12月25日、平成26年12月25日、平成27年7月24日、平成28年12月22日及び平成29年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月24日、平成23年7月25日、同年12月22日、平成24年7月25日、同年12月25日、平成26年12月25日、平成27年7月24日、平成28年12月22日及び平成29年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成22年7月
② 平成22年12月24日
③ 平成23年7月25日
④ 平成23年12月22日
⑤ 平成24年7月25日
⑥ 平成24年12月25日
⑦ 平成26年12月25日
⑧ 平成27年7月24日
⑨ 平成28年12月22日
⑩ 平成29年7月25日

A社から、請求期間①から⑩までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されてい

たが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑩までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②から⑩までについて、請求者から提出された預金通帳（写）、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）及び事業主の回答から判断すると、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間②から⑩までの標準賞与額については、上記の預金通帳（写）及び同僚の賞与明細書（写）により推認できる賞与支払額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は27万円、請求期間③及び④は28万円、請求期間⑤は30万円、請求期間⑥は26万5,000円、請求期間⑦は30万円、請求期間⑧は30万3,000円、請求期間⑨は31万円、請求期間⑩は31万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月24日、平成23年7月25日、同年12月22日、平成24年7月25日、同年12月25日、平成26年12月25日、平成27年7月24日、平成28年12月22日及び平成29年7月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、請求者は、当該期間に係る賞与については銀行振込により支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていた旨主張している。

しかしながら、請求者から提出された預金通帳（写）によると、A社からの賞与を含む給与の振込は、請求期間①後の平成22年12月からであることが確認できるところ、同僚から提出された請求期間①に係る賞与明細書（写）によると、当該賞与は現金支給であったことが確認できる上、事業主は、当該期間に係る賞与は現金支給であり、請求者の当該期間に係る賞与については賃金台帳等の資料がないため不明である旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から提出された平成22年分給与所得の源泉徴収票（写）からは、平成22年に係る給与及び賞与の支払金額並びに社会保険料控除額のそれぞれの年間総額は確認できるものの、請求期間①の賞与支払額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されてい

たことを認めることはできない。